

第4 収容人員の算定

(13) 政令別表第1(10)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(10)項及び(12)項から(14)項まで掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第4-14表に定める方法によること。

第4-14表

区分	算定方法
(10)項、(12)項 (13)項、(14)項	従業者の数により算定する。

イ 車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者、例えば、食堂、売店等の従業者も含めること。